令和８年度第５回飯塚市男女共同参画推進委員会　次第

日　時　令和８年９月14日(月)
14時00分～16時00分(予定)
場　所　飯塚市役所本庁４階　入札室

1. 議題
(1)令和７年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書への回答について
(2)第３次飯塚市男女共同参画プラン(案)について
(3)その他

【送付資料】
資料２　第３次飯塚市男女共同参画プラン(案)についての委員意見

【当日配布資料】
次第
資料１　令和７年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書への回答
資料３　第3次飯塚市男女共同参画プラン(案)資料編
イクボス研修会チラシ「アンちゃんと考えよう！多様性×ワーク・ライフ・バランス」
第20回サンクスフォーラムチラシ

資料１

令和７年度飯塚市男女共同参画推進委員会提言書への回答

【質問】

まちづくり推進課の回答の後半部分に記載があります、数値目標達成に向けた従来の働きかけを超える新たな工夫や、女性の参画促進に向けた他市町村の取組状況・意見交換について、現時点で実施しているものがあればご回答ください。

【回答】（まちづくり推進課）

現在、各交流センターでは、まちづくり協議会や自治会の役員・構成員を対象に地区別の研修会を開催しております。今後は、より地域の実情に即した研修とするため、令和８年３月に実施した「市民意識調査」の回答結果を踏まえたテーマ設定を行っていきたいと考えております。

現時点において、女性の参画促進に関する他市町村の取組状況や、それに関する意見交換等は実施できておりませんが、今後は男女共同参画推進課と密に情報共有を図りながら、他市町村における好事例について連携して調査研究を進めてまいります。

第3次飯塚市男女共同参画プラン(案)に関する委員意見

	章番号	頁番号	意見内容	事務局の回答
1	2章	7	現状については市民意識調査の時点では「ジェンダー平等」の文言は表記されずに調査を行ったということで、「ジェンダー平等・」を追記することは適切ではないということでしょうか。	第3次飯塚市男女共同参画プランは、男女共同参画社会基本法に基づく計画であることや、国の第6次男女共同参画計画においては、国際的な文脈のみ「ジェンダー平等」が使用されていること、また、第6次福岡県男女共同参画計画においても柱3意識改革・教育の推進の部分に主に使用されていることを踏まえ、「男女共同参画」の使用を基本としつつ、特に意識や理念的な面を強調する基本目標1に「ジェンダー平等」を併記することで考えています。
2	2章	9	図表2-2-1　福岡県（令和2年）は2020年とした方がよい。	ほかの表記と合わせると、「福岡県（令和2年（2020年））」と長くなることから、元号の表記のみにしております。
3	2章	18	P18市民意識調査からみた現状と課題（6）「女性への暴力について」とある。市民意識調査票を見ると、設問は、「配偶者など親密な関係にある人からの暴力」となっているので、女性に限定せずジェンダーに基づく暴力とし、男性の被害経験についてもカッコ書きする必要はないのではないか。	ご意見のとおり「（6）ジェンダーに基づく暴力」とし、「女性22.4%、男性18.6%となっています。」と修正したいと考えています。
4	3章	28	基本目標1の説明文の最後の行の男女共同参画を推進・・・の表記に「ジェンダー平等・」を挿入できますか。さらに基本目標２の説明文の表記にも同様の挿入はどうでしょうか。	基本目標1の説明文の最後の行には、「ジェンダー平等」を追記する予定で考えています。基本目標2については、№1の回答をご参照ください。
5	3章	29	基本目標３は男女が共に・・・という表現ですが、懇談時にも意見がでていたように「誰もが・・・」という表現がより包括的ではないかと思いました。県のプランでも「誰もが・・」という表現になっていました。P30の体系基本目標３の表記も同様になりますね。	本プランは、男女共同参画基本法に基づき策定するものであり、「男女が互いの人権を尊重し、責任も分かち合い性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」を目的としていることから、現時点において、市の基本理念等においても男女という言葉を明記し、性別による格差や固定観念の解消を強調したいと考えています。しかし、誰もがという表現は、性別を問わない包括的な社会の実現を目指すという本市の男女共同参画の取組を一層広く示すものであることから、施策の説明などにおいてすべての人を包摂するものであることを明記するなど工夫をおこなってまいります。
6	3章	30	３．計画の体系　基本目標３（４）防災におけるジェンダー平等・男女共同参画の促進、へ文言の追加修正ができますか。施策の基本的方向：①の番号表記は必要でしょうか。この項目にもジェンダー平等の表記の追加はどうでしょうか。	「ジェンダー平等」の併記については、№1の回答をご参照ください。 なお、基本目標3（4）防災における男女共同参画の促進については、男女のニーズの違いを踏まえるなど、男女共同参画の視点を盛り込んでおり、ジェンダー平等の考え方についても施策の中に反映しているものと考えます。番号①については、他の施策の基本的方向性と表記を揃え、進捗管理がしやすいよう表記しました。

第3次飯塚市男女共同参画プラン(案)に関する委員意見

	章番号	頁番号	意見内容	事務局の回答
7	3章（体系図）	30	基本目標３（４）防災における「ジェンダー平等・」男女共同参画の促進へ文言追加はできますか。②となっていますが項目は単数なので数字は必要でしょうか。こちらにも「ジェンダー平等・」の文言の追加はどうでしょう。明文化することによって担当課へのより強い意識づけになるように思います	「ジェンダー平等」の併記については、№1及び№6の回答をご参照ください。 番号については、他の施策の基本的方向性と表記を揃え、進捗管理がしやすいよう表記しました。
8	3章	31	SDGsについての説明が明記されてわかりやすいのですが、記号番号を各基本目標や施策項目ごとに表記できますか。	基本目標ごとに表記するよう検討します。
9	4章	33	取組内容の表現で「ジェンダー平等・」男女共同参画をテーマに・・・という表記にできますか。	「ジェンダー平等」の併記については、№1の回答をご参照ください。
10	4章	35	二十歳を祝う会において「ジェンダー平等・」男女共同参画に関する・・・・と表記されますか。	「ジェンダー平等」の併記をするよう検討します。
11	4章	35	施策の基本的方向②の説明文中「現状把握のための‥‥提供に努めます」→「提供を行います」 NO3の取組内容の2つ目、3つ目も同様に「提供に努めます」→「を行います」、「収集するよう努めます」→「収集します」 P73のNO3（再掲）についても同様。	委員意見のとおり修正したいと考えています。
12	4章	35	②２の取組内容の記述ですが、男女の人権など「ジェンダー平等・」男女共同参画に関する・・・と表記できますか　　また3の1項目めの分取も同様の記述ができますか。	「ジェンダー平等」の併記をするよう検討します。
13	4章	36	国際交流は重要であるが男女共同参画との関連はうすい。取組としては削除してもよいのではないか。それよりも飯塚市で働く、学ぶ、住む女性の外国人が、子育て、DV、介護など相談できる、情報が行き届くような取組を行う方がよい。（P66NO61と統合する） 外国人女性の当事者グループの支援や、外国人女性を支援する団体を育てるなどするとよいのではないか。	担当課から、サニーベール市はジェンダー平等が進んでおり、男女共同参画の視点からも学びのある研修を提供できていると回答を得ています。また、交流事業や事後研修の参加者は女性が多く、国際的視野を持った女性の人材育成としての意味合いも大きいため、このまま残したいと考えています。 加えて、多様な文化や価値観を理解することで、性別に関わらず多様な生き方や働き方を認める意識が醸成され、男女共同参画への理解を深めることにつながると考えています。
14	4章	37	現状と課題の説明では、市民意識調査の結果の説明文があります。上から9行目「市民意識調査では、男女共同参画をすすめて・・・」となっています。今回の調査の文言には「ジェンダー平等」の文言を記載していなかったのですが、次回の調査では表記されることが望ましい。	ジェンダー平等の併記については、次回調査時に検討したいと考えています。

第3次飯塚市男女共同参画プラン(案)に関する委員意見

	章番号	頁番号	意見内容	事務局の回答
15	4章	39	②１１取組内容の文章では「ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に・・・」となりますか。	委員意見のとおり修正したいと考えています。
16	4章	42	№17 地域団体等に対して、アンケートで役員になることは大半の方が「断る」と回答している現状がある。 すでに実行されているかもしれないが、「女性だから役員にする」のではなく、「性別に関係なく、誰にとっても合理的でやりがいのある地域組織にする」ことこそが、結果として女性の参画率を高める最短の道であると考える。そのために １　連絡手段のデジタル化により、時間的制約のある現役世代の参加障壁を取り除く。 ２　従来の「固定的な役職制」から、期間限定のプロジェクト単位での参加を促す仕組みへ変更する。（「負担が重い」という不安を解消する。） ３　役員業務における「慣習的な女性の負担（お茶出し等）」を廃止し、男性・女性問わず対等な立場での活動へ変更する。 地域活動に参加することで得られる「防災力向上」や「地域コミュニティのネットワーク」というメリットを住民に周知し、ボランティア精神のみに依存しない組織運営を期待する。	ご意見ありがとうございます。担当課と共有いたします。
17	4章	46	№22「女性人材バンクの充実・活用」について、「登録したが、機能しているのかわからない」という意見をよく聞きます。そのため、なかなか積極的な登録につながらないように感じます。例えば、この制度を使ってどんな効果があったか事例を挙げるなどの工夫が必要だと思います。	女性人材バンク制度を通じて、今年度既に4名の方を審議会等委員に推薦し、就任が決まっています。今後、女性人材バンク制度の充実・活用について、新たな工夫をしていきたいと考えています。
18	4章	55	基本目標３の説明文下から2行目は「ジェンダー平等・」男女共同参画の視点・・・となりますか。	「ジェンダー平等」の併記については、№1及び№6の回答をご参照ください。
19	4章	56	DVの部分、「配偶者パートナー等からの暴力」という表現ではなく、「配偶者パートナー等への暴力」と変更してほしい。他自治体のプランでは、「への」に変わってきている。被害者に焦点があたる書き方にしてほしい。	市民意識調査の設問が「配偶者、パートナー、交際相手など親密な関係にある（あった）人からの暴力」としており、この部分を抜粋したものです。 現時点においては、他自治体で「配偶者への暴力」という表現を計画で使用している例は確認できませんでした。（「配偶者に対する暴力」は有り）。現在の表記である「配偶者パートナー等からの暴力」はすでに被害者に焦点があたった表現かと考えます。
20	4章	57	施策の基本的方向①４０は「ジェンダーに基づく」暴力を・・・と表現するとより焦点化されるかと思います。また取組み内容の文章のも同様に考えます。男女共同参画プランだからこそ明確化できると思いました。	施策項目に「ジェンダーに基づく」と追記するよう検討したいと考えています。

第3次飯塚市男女共同参画プラン(案)に関する委員意見

	章番号	頁番号	意見内容	事務局の回答
21	4章	57	№42 デートDV等の防止に向けた学習機会の提供について 命の大切さや自他を尊重する心や態度の育成のために、児童・生徒の発達段階に応じたDVに関する正しい理解を進めていくことで、一度しかない人生を大切にしてほしいと考える。実施されたロールプレイング等の学習方法で今後も継続した取り組みをお願いしたい。	ご意見ありがとうございます。担当課と共有いたします。
22	4章	57	DV被害者への支援ばかりが取り上げられています。加害者プログラムの導入など、加害者へのアプローチも積極的に行ってほしいと思います。イジメもDVも被害者ばかりが、保護という形で馴染んだ環境から引き離され隠される現状は納得がいきません。	課題の重要性は認識しているものの、直ちに専門プログラムなどを市が実施するのは難しいと考えます。県の事業の紹介や情報提供など関係機関と連携した支援のあり方について検討したいと考えています。
23	4章	58	企業等における各種ハラスメント防止対策が法令上義務化されている（セクハラについてはR4.4～義務化）にもかかわらず、管理指標である「セクハラの問題について取り組んでいる」と回答した事業所は45.5％であり、大きく乖離している。 №47の２番目に「関係機関と連携し働きかけに努めます」とあるが、どの機関と連携しどう働きかけるのか記載がないので十分な取組であるか判断できない。具体的に記載することが望ましいが、そうでなければ計画の実行段階において実効性のある取組を期待したい。	連携先などの詳細については進捗管理の中で具体的な実施項目として報告していきたいと考えています。
24	4章	58	③NO４６最初の項目の文章で「〇〇にならない」ための教育を行う、という表現になっているのですが、このとりくみは学校現場の大人が実施することとして表記されているなら、「加害者をださない」というような表現のほうが適切なのではないかと考えました。「被害者をださない」「傍観者をつくらない」とか適切な代案を出せなくてすみません。	国の第6次男女共同参画計画及び福岡県第6次男女共同参画計画の表現と合わせて表記しています。
25	4章	58	同様に2項目目では・・・放課後児童クラブ等・・と表記されている「等」には子ども会の指導者やスポーツクラブや中学校の部活動の外部講師、今では水泳の授業における民間クラブなども子どもに関わるようになっていますが、それらのすべての子どもにかかわる事業者もふくまれると思いますが、記載しないなら、用語解説などに注釈を記載していただくと、意識できるような気がします。また、経側隠や保育士等の「等」にそれらの従事者が含まれると考えられますか。間連従事者の固有名詞を記載しない場合も用語説明に明記されることが望ましいと考えます。	こども性暴力防止法について、用語解説等で説明したいと考えています。

第3次飯塚市男女共同参画プラン(案)に関する委員意見

	章番号	頁番号	意見内容	事務局の回答
26	4章	58	４６の1項目目については県のプランの表現ではどうかと考えました。・学校においては、命の大切さや自他を尊重する心や態度の育成について、人権教育、ジェンダー平等・男女共同参画教育活動を推進します。また、児童・生徒の発達段階に応じて、ジェンダーに基づく暴力やＤＶに関する正しい理解を進め、暴力を許さない意識を醸成する教育に取り組みます。 ・「性暴力根絶条例」に基づき、小学校、中学校、児童・生徒の発達段階に応じ、性暴力の根絶等に関する総合的な教育を実施します。	1点目については、「人権教育、ジェンダー平等・男女共同参画教育活動を推進します」の部分は基本目標1重点目標（2）「ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進」にもかかわる内容であると思われるため、 「学校においては、命の大切さや自他を尊重する心や態度の育成を図り、児童・生徒の発達段階に応じた「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を行い、暴力を許さない意識の醸成に取り組みます。」とし、DV防止のための啓発と分けてはどうかと考えております。
27	4章	64	一番下の段落「また、高齢者や障害がある人…」になっていますが、飯塚市では「障がい」表記になっているので統一した方が良いのでは？ ※気づいたのは、この頁だけですが、一度、全体的に「障害」の文字で検索をかけた方が良いかも知れません。	ご指摘の箇所につきましては修正いたします。
28	4章	64（66）	表現の違いが明確にあるのでしょうか６６ｐは「外国人」６４ｐは「外国籍の人」となっているので、国、県、飯塚市で表現の違いがあるのか、あればその理由や意味の説明文を追加していただけますか。人権関係の広報誌などは「外国人」となっていますが、このプランではどうでしょうか。	P66は、現プランを継承しています。どちらかに表現を合わせるよう検討したいと考えています。
29	4章	66	NO５９の文章が比較表の文章と少し違うのですが、どちらの表現になりますか。	比較表の方の記載誤りのため修正いたします。
30	4章	67	№66の「重層的な支援体制」は行政用語であり一般市民にはなじみが薄いので、もっと分かりやすい表現ができないか。 参考：飯塚市HPにおける重層的支援体制整備事業の説明「ひきこもりや介護と育児のダブルケア等、複雑化・複合化した地域の生活課題に対して、高齢者・障がい者・こども・生活困窮者の各分野における支援を一体的に実施することによって、"誰一人取り残さない"地域共生社会の実現を目指しています。」	重層的な支援体制という文言は、本市の重要な施策である重層的支援体制整備事業からきており、関係各課が連携して取組みを進めているものです。このことから、施策項目はこのままとし、「重層的支援体制」を用語解説に追加したいと考えます。取組内容については、委員意見を参考に「複雑化・複合化した困りごとに切れ目なく対応するため、高齢者・障がい者・こども・生活困窮者等の各分野における支援を一体的に実施する体制の充実を図ります。」としたいと考えています。
31	4章	70	（４）防災におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進　の表記にできますか。また、現状と課題の説明文には3か所「男女共同参画の視点」という文言がありますので、前に「ジェンダー平等・」の文言を挿入できますか。	「ジェンダー平等」の併記については、№1及び№6の回答をご参照ください。

第3次飯塚市男女共同参画プラン(案)に関する委員意見

	章番号	頁番号	意見内容	事務局の回答
32	4章	70	下の段落で、本市の取組について記載されていますが、実際に避難所を設けた時は、女性職員を配置するようになったと聞きました。これは、素晴らしい取組です。そのような事例も挙げることで、自助・共助・公助の姿勢も伝えた方がよいと思われます。	ご意見ありがとうございます。加筆について検討したいと考えております。
33	4章	70	防災安全課には、2011年度（と記憶しています）の飯塚市地域防災計画検討時に、女性委員と事務局による防災会議小委員会を３回ほど開催していただき、男女共同参画の視点の入った飯塚市地域防災計画へご尽力いただきました。また、その後も当団体との懇談に数度、丁寧に応じていただいていること、深謝しています。だからこそ、誤解を受けるような表現が気になりました。２点あります。 １点目　３段落目１文目（下から６行目） 「減災・災害復興に男女共同参画の視点を取り入れるための啓発や、」となっています。災害復興へ言及していただき、ありがとうございます。更に、「減災・災害復興」に「防災」を加筆していただきたいです。「防災・減災・災害復興に男女共同参画の視点を取り入れるための啓発や、」とできないでしょうか？	委員意見のとおり加筆したいと考えています。
34	4章	70	３段落目２文目３文目を見ると、女性消防団員を増やすことだけが防災における男女共同参画の促進の課題のように受け取られる恐れがあります。また、地域防災リーダー研修に女性枠を設けてはいるものの、育成した地域防災リーダーの女性の方たちを地域で十分に活用できていない状況もあると感じています。地域防災リーダーの女性たちは、一般的に防災に関心のある方たちだと思います。その地域防災リーダーの女性たち向けに女性消防団員の存在を周知し、女性消防団員の確保への協力をお願いするなどはできないでしょうか。表記については、次のように考えました。例えば、３文目（下から３行目）を分けたらいかがでしょうか。地域防災リーダーの活用や女性消防団員を確保するためにも、女性が防災活動に参加しやすい環境を整えることが必要です。更に、男女を問わず市民誰もが防災に関する知識や経験を身に着ける機会を広げ、意思決定の場に女性が継続的に参画できる仕組みをつくることが課題となっています。	委員意見を参考に「地域防災リーダーの活用や女性消防団員を確保するためにも、女性が防災活動に参加しやすい環境を整えることが必要です。更に、性別に関わらず市民誰もが防災に関する知識や経験を身に着ける機会を広げ、意思決定の場に女性が継続的に参画できる仕組みをつくることが課題となっています。」と修正したいと考えています。
35	4章	70	現状と課題５行目「避難所運営や備蓄品の整備等に男女共同参画の視点を反映させるとともに」となっていますが、他のか所の表記同様に男女共同参画の前にジェンダー平等を追記できないでしょうか。「避難所運営や備蓄品の整備等にジェンダー平等・男女共同参画の視点を反映させるとともに」へ変更を希望します。また、飯塚市地域防災計画の次回改訂時には、「男女共同参画の視点」の表記部分を「ジェンダー平等・男女共同参画の視点」への変更を、男女共同参画推進課から防災安全課へお伝えいただきたいです。	「ジェンダー平等」の併記については、№1及び№6の回答をご参照ください。 地域防災計画においての表記については、本プランとの用語の統一が望ましいと考えています。

第3次飯塚市男女共同参画プラン(案)に関する委員意見

	章番号	頁番号	意見内容	事務局の回答
36	4章	71	重点目標４が「防災における男女共同参画の促進」となっていますが、他の表記にもしてあるとおり、男女共同参画の前にジェンダー平等を追記できないでしょうか。「防災におけるジェンダー平等・男女共同参画の促進」へ変更を希望します。この施策に今後よりジェンダー平等の視点と意識が必要だと思いました。また、説明文、施策項目、取組内容の各欄にも「男女共同参画の視点棟文言がありますが、「ジェンダー平等・」の文言の挿入は大事だとかんがえました。	「ジェンダー平等」の併記については、№1及び№6の回答をご参照ください。
37	4章	71	施策の基本的方向①「防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進」を、「防災・減災・災害復興におけるジェンダー平等・男女共同参画の促進」へ変更お願いしたいです。そして①の文章の出だしの「男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策に取り組みます。」も「ジェンダー平等・男女共同参画の視点を取り入れた・・・」と変更希望です。併せてNo.69の施策項目や取組内容にも、「男女共同参画の視点」の前に、「ジェンダー平等・男女共同参画の視点」を入れていただきたいです。	「ジェンダー平等」の併記については、№1及び№6の回答をご参照ください。
38	4章	72	推進体制の充実についての説明文中に男女共同参画の視点、という文言2か所がありますが、「ジェンダー平等・」の文言を挿入できますか。また、最後の行では「男女共同参画社会の実現」とあるのですが、「ジェンダー平等・」と挿入するのは適切な表現にはならないのでしょうか。	2030アジェンダについても触れており、「ジェンダー平等」の併記について検討したいと考えています。

第3次飯塚市男女共同参画プラン(案)に関する委員意見

	章番号	頁番号	意見内容	事務局の回答
1	管理指標	69	家庭における役割分担 「育児、子どものしつけ」について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した市民の割合 44.5% ⇒30.0%となっていますが、目標としては25.0%にした方がよいのでは。	数値上は60.7%から44.5%と前回調査から16.2ポイント大きく減少していますが、前回調査と選択肢が異なる（今回調査では「左記以外」という新しい選択肢（18.5%）が追加された）ため、単純な比較は難しく、案の30%程度が現実的かと考えています。
2	管理指標	69	家庭における役割分担「病人・高齢者の世話（介護）」について「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した市民の割合 39.3%⇒30.0%となっていますが、これも25.0%にした方がよいのでは。	数値上は56.7%から39.3%と前回調査から17.4ポイント大きく減少していますが、№1と同様に案の30%程度が現実的かと考えています。
3	管理指標	70	「交友関係や電話やメールを細かく監視」することが「DVだと思う」市民の割合 男性：69.0% ⇒80.0% 女性：76.4% ⇒80.0%となっていますが、女性は85か90%にしてもよいと思います。被害を受ける側なので、男性が11%Upなら、より意識をもってもらう必要があると思いますので、同程度Upがよいと思いました。	調査では性別ごとの現状値を把握できることから数値を記載しておりますが、男女共に80%という統一の目標の達成を目指すことが適切と考えています。
4	管理指標	70	セクシュアル・ハラスメントの問題について「取り組んでいる」と回答した事業所の割合 45.5%⇒60.0%となっていますが、70.0%にしてもよいと思います。	事業所調査において回答した事業所の約8割が従業員数30人以下の小規模事業所であることから60%が現実的と考えますが、法令上の義務であることから委員意見のとおり70%にしてはどうかと考えています。
5	管理指標	70	管理指標の「審議会等委員に占める女性の割合」については、女性比率の少ない審議会等があっても全体として40%以上であればよいことにならないか。全体の女性比率ではなく、女性比率が40%以上である審議会等の割合とすべきではないか。	内閣府や他市が公開しているデータと同じ方法で集計しており、第3次総合計画にも同じ指標を設定する予定なのでこのままの指標としたいと考えています。しかし、委員意見にあるように、女性比率が40%以上である審議会等を増やすことが重要であると考えており、女性委員の割合が低い審議会等には引き続き個別に協議して女性比率の向上に努めます。
6	管理指標	70	【上記１関連】管理指標の「セクハラの問題について取り組んでいると回答した事業所の割合」の目標値を60%としているが、法令上の義務であることを踏まえると低いのではないか。100%は現実的でないにしても、令和５年度雇用均等基本調査によれば全国では86%が取り組んでいる状況であり、目標値を引き上げる必要はないか。	№4の回答をご参照ください。

第3次飯塚市男女共同参画プラン(案)に関する委員意見

	章番号	頁番号	意見内容	事務局の回答
7	管理指標	71	管理指標の「女性消防団員数」について、人数を目標値とすることが適切か、割合を目標値とした方が分かりやすいのではないか。	女性消防団員の増加割合については、団員数が少数であり数人の増減で大きく変動するため当面は人数を指標としたいと考えています。一定規模に達した段階で割合への変更を検討したいと考えています。
8	管理指標	69	市民活動に参加した市民の割合は管理指標から削除してよいと考える。直接男女共同参画に関する指標ではないため。プラン本文には残してよいかもしれないが、管理指標としては把握する必要はないのではないか。	管理指標から外す方向で検討いたします。
9	管理指標	追加	防災に関して、消防団のほかに入れるとよいと思う。何が適切か分からないのですが、防災会議委員に占める女性委員の割合、災害対策本部の構成員に占める女性割合。14%（県の計画）	防災会議については市の審議会等の一部であるため、「市の審議会等委員に占める女性の割合」を管理指標として設定しているため防災会議単独での指標設定は考えておりません。防災会議の委員の推薦を依頼する団体には、女性を積極的に推薦していただけるよう依頼を行っています。 災害対策本部についても、主な構成員が部長相当職以上の職員となっており、市職員の課長相当職以上の女性の割合を管理指標としていることから、指標設定は考えておりません。 それぞれの女性委員の割合を毎年度の進捗管理の中で報告していきたいと考えています。 （参考）防災会議　R7現状値は37人中10人で27% 災害対策本部　R7現状値は21人中3人で14.3%
10	管理指標	追加	自治会長に占める女性の割合。10%程度？（国の第6次計画）	自治会長に占める女性の割合は重要な指標であると認識しておりますが、自治会はまちづくり協議会を構成する団体のひとつであり、本市ではまちづくり協議会の活動に積極的に参加されている女性がすでに多くおられるにも関わらず、役員への就任には至っていない現状があるため、引き続きまちづくり協議会の役員に占める女性の割合を指標としたいと考えています。自治会長に占める女性の割合は進捗管理で報告していきたいと考えています。

第3次飯塚市男女共同参画プラン(案)に関する委員意見

	章番号	頁番号	意見内容	事務局の回答
11	管理指標		男女共同参画は、意思決定への参画、ケア労働の公平化、暴力のない社会の実現など、社会構造全体の改善を目的とする政策です。女性消防団員数を管理指標とすることで、男女共同参画の本来の目的が消防団加入の文脈に吸収され、ジェンダー平等の本質的課題が見えにくくなり政策の焦点が不必要に狭められる懸念があります。 男女共同参画が取り組むべき主要課題は、意思決定の場への女性参画、家事・育児・介護の不均衡、DV・性暴力対策、雇用・賃金格差など、生活基盤に関わる領域です。一方、消防団は地域防災力の維持を目的とする制度です。 防災における男女の参画状況を把握すること自体は重要ですが、管理指標としては、意思決定参画、ケア労働、暴力対策、雇用環境など、本質的な課題を適切に反映する指標を中心に据えることが望ましいと考えます。	事務局としても委員意見にある「意思決定参画、ケア労働、暴力対策、雇用環境など、本質的な課題を適切に反映する指標を中心に据えることが望ましい」と認識しています。そのうえで、消防団は地域防災力の維持を目的とする制度でございますが、女性消防団については、特に防災や広報・啓発に注力した活動となっており、防災分野において女性の視点を生かすことにつながるものと考えています。その活動趣旨の周知が進むことで、女性が避難所運営や災害復興など様々な場面で活動できる基盤となり、結果として地域における女性の参画や、意見を言いやすい環境づくりにもつながるものと捉えているため、女性消防団の指標については引き続き防災分野での女性の活躍に関する指標として継続し、女性消防団の数を増やすといった直接的な目標にとらわれず、そこから広がる意義について周知・啓発を行っていきたいと考えています。
12	管理指標		課名：学校教育課の担当として提言書でも回答されているように教職員の研修を進めるとありますので、「ジェンダー平等・男女共同参画の視点の内容やこども性暴力防止やデートＤＶまたは性に関する指導に関する研修への教職員の参加率」のような指標が設けられることを望みます。	教職員等に対する研修の充実については、取組№8に掲げており、毎年、各課がプランの進捗状況報告をおこなっていることから、その中で報告したいと考えています。
13	管理指標		防災会議の女性参画率の設定は難しいのでしょうか。充て職での参画になっているので、女性消防士会とかのような女性に特化した団体の参画が増えないと難しいのでしょうか。	防災会議は市の審議会等の一部であるため、「市の審議会等委員に占める女性の割合」を管理指標として設定しているため防災会議単独での指標設定は考えておりません。防災会議の委員の推薦を依頼する団体には、女性を積極的に推薦していただけるよう依頼を行っています。
14	管理指標		管理指標について、「市民の割合」とあるが、市民意識調査の結果なのか、講座終了後のアンケートの結果なのか、何をもっての割合なのかが分かりづらい。 チームオレンジも何の事かわからない。	・市民意識調査の結果を指標とするものについては、そのことがわかるように明記したいと考えます。 例)　～○○○市民の割合【市民意識調査】 ・チームオレンジについては、用語解説に掲載したいと考えています。
15	用語		SOGIについて、用語解説に追加してほしい。	用語解説に掲載したいと考えています。
16	用語		現プランの用語解説に「同一労働同一賃金」とある。これを「同一価値労働同一賃金」としてほしい。	用語解説については、第3次プランに記載のあるものを掲載したいと考えています。

資料３

資　料　編

1 飯塚市男女共同参画推進条例

平成19年7月10日
飯塚市条例第35号
改正 H28―1

目次

第1章 総則(第1条―第9条)
第2章 男女共同参画推進のための基本的施策(第10条―第19条)
第3章 飯塚市男女共同参画オンブズパーソン(第20条―第28条)
第4章 苦情及び救済の申出の処理(第29条―第38条)
第5章 飯塚市男女共同参画推進委員会(第39条・第40条)
第6章 雑則(第41条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。

(2) 事業者等 営利非営利を問わず、市内において事業又は活動を行う民間の法人その他の団体をいう。

(3) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(4) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応に応じて当該個人に不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(経済的又は社会的な側面での暴力的行為を含む。)をいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(国際的協調)

第5条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、前3条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進を市の主要な政策として位置づけ、男女共同参画社会の形成を促進するための施策(積極的改善措置を含む。以下「参画施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、参画施策を実施するに当たっては、市民及び事業者等の協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、参画施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を除去するよう努めるとともに、市が実施する参画施策

に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、その事業又は活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を除去するよう努めるとともに、市が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第9条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女共同参画推進のための基本的施策

(調査研究)

第10条 市は、参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発活動)

第11条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成について理解を深めるよう啓発活動を行うものとする。

(男女共同参画推進教育の充実)

第12条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育の分野において効果的な方策を講ずることにより、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第13条 市は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

(女性の労働環境改善のための支援)

第14条 派遣労働及びパートタイム労働を含む就労の場における男女格差はなお大きく、家事、育児、介護等に加え女性労働の負担が重いことにかんがみ、市は、男性の家庭責任の共有を促進するとともに、女性の労働環境の改善について必要な支援を行うものとする。

(地域団体等における男女共同参画の促進)

第15条 市は、女性が地域社会において重要な役割を果たしていることにかんがみ、地域において活動する団体、組織等の方針の立案及び決定への女性の参画を促進するため必要な支援を行うものとする。

(政策又は方針決定過程への女性の参画の促進)

第16条 市は、積極的改善措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市が行う政策の立案及び決定の過程において、女性の参画を積極的に推進すること。

(2) 事業者等が行う方針の立案及び決定の過程において、女性の参画を積極的に促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

(飯塚市男女共同参画プラン)

第17条 市は、参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、参画施策についての基本的な計画(以下「参画プラン」という。)を策定するものとする。

2 市は、参画プランを策定し、又は変更しようとするときは、第39条の飯塚市男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

3 市は、参画プランに基づき実施された施策の状況等についての年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(参画プラン施策の実施体制の整備)

第18条 市は、参画プランに基づく施策を実施するため必要な体制の整備に努めるものとする。

(男女共同参画の推進の拠点)

第19条 市は、飯塚市男女共同参画推進センター(飯塚市男女共同参画推進センター条例(平成18年飯塚市条例第142号)第2条に規定する施設をいう。)を、市民及び事業者等と連携して男女共同参画の推進を図る拠点として位置づける。

第3章 飯塚市男女共同参画オンブズパーソン

(オンブズパーソンの設置)

第20条 市が実施する参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情を処理し、及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害(以下「人権侵害」という。)を受けた場合における被害者の救済等を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により飯塚市男女共同参画オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を置く。

2 オンブズパーソンの定数は、2人とする。

3 オンブズパーソンは、参画施策に関し優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。ただし、オンブズパーソンのすべてが、男女いずれかの一方の性によって占められてはならない。

(独任制)

第21条 オンブズパーソンは、独立してその職権を行う。ただし、重要な事項については、合議を要する。

(代表オンブズパーソン)

第22条 オンブズパーソンは、互選により代表オンブズパーソンを選任する。

2 代表オンブズパーソンは、合議事項につき、オンブズパーソンを代表する。

(任期)

第23条 オンブズパーソンの任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。

2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 オンブズパーソンは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

(責務)

第24条 オンブズパーソンは、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(兼職の禁止)

第25条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又はオンブズパーソンの公平かつ適切な職務の遂行に利害関係を有する職業と兼ねることができない。

(守秘義務)

第26条 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(身分の保障)

第27条 市長は、オンブズパーソンが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合でなければ、委嘱を解くことができない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えられない場合

(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

(3) オンブズパーソンたるにふさわしくない非行があった場合

(関係機関等との連携)

第28条 オンブズパーソンは、その職務を行うに当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第29条 市民及び事業者等は、オンブズパーソンに対し、市が実施する参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情の申出をすることができる。

2 何人も、市、市民又は事業者等から人権侵害を受けたときは、オンブズパーソンに対し、救済の申出をすることができる。

(オンブズパーソンの処理の対象としない事項)

第30条 前条の苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)が次に掲げる事項であるときは、前条の規定にかかわらず、オンブズパーソンの処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において審査請求の審理中の事案に関する事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項

(4) オンブズパーソンが行った苦情等の申出の処理に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないとオンブズパーソンが認める事項

(H28―1ー改)

(調査)

第31条 オンブズパーソンは、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。ただし、あらかじめ当該関係人に通知しなければならない。

2 市は、前項の調査を拒んではならない。

3 市民及び事業者等は、第1項の調査に協力するよう努めなければならない。

(却下)

第32条 オンブズパーソンは、苦情等の申出が第30条各号に掲げる事項に該当し、又は申出に理由がないと認めるときは、これを却下するものとする。

2 前項の場合において、オンブズパーソンは、申出人に対し、理由を付した書面で、遅滞なくその旨を通知しなければならな

い。

(是正又は改善の勧告)

第33条 オンブズパーソンは、第29条第1項の苦情の申出があった場合において、市の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害するものと認めるときは、市の機関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告(以下「是正勧告」という。)をすることができる。

2 是正勧告を受けた当該機関は、当該是正勧告を尊重しなければならない。

3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、当該機関に対し、どのような措置を講じたかについての報告を期限を定めて求めることができる。

4 オンブズパーソンは、是正勧告及び前項の報告を遅滞なく苦情の申出人に通知するとともに、これを公表しなければならない。ただし、公表に当たっては、プライバシー等人権に必要な配慮がなされなければならない。

(救済勧告)

第34条 オンブズパーソンは、第29条第2項の救済の申出(市に係るものに限る。)があった場合において、市が性別による差別その他の人権侵害を行ったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行い、市の機関に対し、人権侵害を排除し、又は抑止する等の救済の措置を講ずるよう勧告(以下「救済勧告」という。)をすることができる。ただし、救済勧告は、オンブズパーソンの合議を要する。

2 救済勧告を受けた当該機関は、当該救済勧告を尊重しなければならない。

3 第1項の場合において、前条第4項の規定を準用する。

(制度改善のための意見表明)

第35条 オンブズパーソンは、苦情等の申出(市に係るものに限る。)があった場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、市の施策又は措置を直ちに是正し、又は改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見表明(以下「意見表明」という。)をすることができる。ただし、意見表明は、オンブズパーソンの合議を要する。

2 前項の場合において、第33条第4項の規定を準用する。

(市以外のものによる人権侵害の救済措置)

第36条 オンブズパーソンは、第29条第2項の救済の申出(市に係るものを除く。)があり、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害により被害を受けた者を救済するため必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に報告し、市長が改善のための要請を行うよう求めることができる。

2 前項の場合において、オンブズパーソンは、救済の申出人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、次条第1項の要請にもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、市長に対し、人権侵害に係る状況を公表するよう求めることができる。

4 第1項の規定による報告及び要請の求め並びに前項の規定による公表の求めは、オンブズパーソンの合議を要する。

(市長の要請及び公表)

第37条 市長は、前条第1項の要請を求められたときは、関係人に対し、改善のための要請を行うことができる。

2 市長は、前条第3項の規定による公表を求められたときは、人権侵害に係る状況の必要な事項について公表をすることができる。

3 前2項に規定する場合において、市長は、オンブズパーソンの求めを尊重しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る市民又は事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 市長は、第1項の要請及び第2項の公表を行ったときは、オンブズパーソンに対し、遅滞なくその内容を通知しなければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

第38条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、自己の発意に基づく事案につき、調査を行い、必要な措置を執ることができる。

2 前項の場合において、次項に定めるもののほか、第31条及び第33条から第36条までの規定を準用する。ただし、オンブズパーソンの合議を要する。

3 オンブズパーソンは、自己の発意に基づく人権侵害に係る事案につき、調査を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。

4 市長は、オンブズパーソンの発意に基づく事案につき、前条第1項の要請及び同条第2項の公表を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。

第5章 飯塚市男女共同参画推進委員会

(男女共同参画推進委員会の設置)

第39条 市は、参画プランを策定し、及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により飯塚市男女共同参画推進委員会(以下「参画推進委員会」という。)を置く。

(組織及び所掌事務)
第40条 参画推進委員会の組織及び所掌事務については、市長が規則で定める。

第6章 雑則
(委任)
第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則
(施行期日)
1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
(準備行為)
2 この条例を施行するために必要なオンブズパーソンの委嘱その他の準備は、この条例の施行日前においても行うことができる。
(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
3 飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
4 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附則(平成28年3月28日 条例第1号)
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 飯塚市男女共同参画推進条例施行規則

平成19年8月28日
飯塚市規則第71号
改正 H29―15

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市男女共同参画推進条例(平成19年飯塚市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申出の方法等)

第2条 条例第29条第1項の規定による苦情の申出及び同条第2項の規定による救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)は、申出書(様式第1号)を提出することにより行わなければならない。ただし、飯塚市男女共同参画オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)が特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 オンブズパーソンは、前項の申出書の記載事項に不備があるなど形式上の要件に適合しない場合は、速やかに申出人に対し、その補正を求めなければならない。

(通知等の方式)

第3条 次に掲げる通知等は、書面により行わなければならない。

(1) 条例第31条第1項の規定による当該関係人への通知
(2) 条例第33条第1項の規定による是正勧告
(3) 条例第33条第3項の規定による報告
(4) 条例第33条第4項の規定による申出人への通知
(5) 条例第34条第1項の規定による救済勧告
(6) 条例第34条第3項の規定による申出人への通知
(7) 条例第35条第1項の規定による意見表明
(8) 条例第35条第2項の規定による申出人への通知
(9) 条例第36条第1項の規定による報告及び改善の要請の求め
(10) 条例第36条第2項の規定による申出人への通知
(11) 条例第36条第3項の規定による公表の求め
(12) 条例第37条第1項の規定による要請
(13) 条例第37条第5項の規定によるオンブズパーソンへの通知

(意見を述べる機会の付与)

第4条 条例第37条第4項の規定による意見を述べる機会の付与については、飯塚市行政手続条例(平成18年飯塚市条例第12号)に規定する弁明の機会の付与の例による。

(公表)

第5条 条例第33条第4項、第34条第3項、第35条第2項及び第37条第2項の規定による公表は、市が発行する飯塚市男女共同参画推進センターの情報誌及び市のホームページでの掲載により行うものとする。

(苦情等の申出を行った者への配慮)

第6条 オンブズパーソンは、苦情等の申出の処理に当たっては、当該苦情等の申出を行った者の意思を尊重し、その者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

(処理をしない旨の通知)

第7条 オンブズパーソンは、苦情等の申出に係る処理の結果、条例第33条第1項の規定による是正勧告、条例第34条第1項の規定による救済勧告又は条例第36条第1項の規定による人権侵害の救済措置のいずれも行わないこととしたときは、その旨を当該苦情等の申出人に通知しなければならない。

(身分証明書)

第8条 オンブズパーソンは、その職務を行う場合には、オンブズパーソンであることを示す証明書(様式第2号)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(処理状況報告書)

第9条 オンブズパーソンは、毎年度1回、苦情等の申出の処理の状況及びこれに関する所見等について書面により、市長に報告しなければならない。

(公印)

第10条 オンブズパーソンの公印は、次のとおりとする。

名称	形状	寸法（mm）	書体	管理者	個数
飯塚市男女共同参画オンブズパーソン印	正方形	24	れい書	市民協働部 男女共同参画推進課長	1
飯塚市代表男女共同参画オンブズパーソン印	正方形	24	れい書	市民協働部 男女共同参画推進課長	1

2 前項の公印の取扱いについては、飯塚市公印規則(平成18年飯塚市規則第12号)に定める公印の取扱いの例による。
(H29―15一改)

(男女共同参画推進委員会の所掌事務)

第11条 飯塚市男女共同参画推進委員会(以下「参画推進委員会」という。)は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(1) 男女共同参画社会の実現の総合的推進に関する事項
(2) 男女共同参画計画の策定及び変更並びに進行管理に関する事項
(3) 男女共同参画推進センターの管理運営に関する事項
(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画行政に関し必要な事項

(参画推進委員会の組織)

第12条 参画推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する21人以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者
(2) 関係行政機関の職員
(3) 社会活動団体代表
(4) 公募による者
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員は、再任されることができる。

(参画推進委員会長及び副会長)

第13条 参画推進委員会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 会長は、参画推進委員会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(参画推進委員会の会議)

第14条 参画推進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 参画推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 参画推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第15条 参画推進委員会は、第11条各号に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(オンブズパーソン及び参画推進委員会の庶務)

第16条 オンブズパーソン及び参画推進委員会に関する庶務は、市民協働部男女共同参画推進課において処理する。
(H29―15一改)

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、書類の様式等必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(最初の委員の任期の特例)

2 この規則施行後最初に任命又は委嘱された委員の任期は、第12条第2項の規定に関わらず、平成20年3月31日までとする。

(飯塚市男女共同参画推進委員会規則の廃止)

3 飯塚市男女共同参画推進委員会規則(平成18年飯塚市規則第220号)は、廃止する。

附則(平成29年3月31日 規則第15号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

3 飯塚市男女共同参画推進センター条例

平成18年3月26日
飯塚市条例第142号
改正 H23―13、H26―1、R1―3、R7―10

(設置)

第1条 女性の社会的地位の向上と男女共同参画社会づくりの促進を図るため、男女共同参画推進センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 男女共同参画推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飯塚市男女共同参画推進センター	飯塚市飯塚14番67号

(事業)

第2条の2 飯塚市男女共同参画推進センター(以下「センター」という。)は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 講座、講演会及び研修会等を開催すること。
(2) 各種の相談に関すること。
(3) 情報の収集、提供及び調査研究に関すること。
(4) 市民活動団体の支援及び交流促進に関すること。
(5) センター施設利用等に関すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(H23―13追加)

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎月の第3日曜日
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(H23―13、R7―10一改)

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 センターの施設(附属設備、器具等を含む。以下「施設」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 市長は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
(2) センターの設置の目的に反するとき。
(3) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
(5) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのあるとき。
(6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用する権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(特別な設備)

第8条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において特別の設備をさせることができる。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第5条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
(3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
(4) 施設を汚損し、又は汚損するおそれがあるとき。
(5) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。
(6) 前各号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。ただし、同項第5号及び第6号の場合は、この限りでない。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、次に掲げるものの使用料は、規則で定める。

(1) 利用時間の超過
(2) 附属設備等の利用

2 使用料は、前納とする。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき、又は前項各号に掲げるものの使用料を納付するときは、この限りでない。

(H23―13一改)

(使用料の減免等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の飯塚市男女共同参画推進センター条例(平成7年飯塚市条例第32号。次項において「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までの利用許可に係る合併前の条例の規定による使用料については、なお合併前の条例の例による。

附則(平成23年3月8日 条例第13号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行し、別表の改正規定については同日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

(施行日前に徴収した使用料の還付)

2 この条例の施行日前に徴収した使用料の額が、この条例の規定を適用した場合における使用料の額を超えるときは、その超える額を還付する。

附則(平成26年3月26日 条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に既に本則に規定する各条例(第18条、第19条及び第24条を除く。)の改正前の規定により、施行日以後の使用又は利用について許可を受け、又は申請をした者の当該使用又は利用に係る使用料又は利用料金については、改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(令和元年7月11日 条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に既に本則に規定する各条例(第16条、第17条、第22条の規定を除く。)の改正前の規定により施行日以後の使用又は利用について許可を受け、又は申請をした者の当該使用又は利用に係る使用料又は利用料金については、改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(令和7年3月25日 条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して14月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年9月1日から施行する。

(令和7年規則第34号で令和8年3月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の飯塚市中央公民館及び男女共同参画推進センターの利用に係る申請その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第10条関係)

(H23―13全改、H26―1、R1―3、R7―10一改)

男女共同参画推進センター使用料

室名	面積	施設使用料(1時間当たり)
サンクス会議室1	65㎡	380円
サンクス会議室2	75㎡	440円
幼児室	49㎡	300円

備考

1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2 営利を目的として利用する場合の使用料は、10割増とする。

4 飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則

平成18年3月26日
飯塚市規則第120号
改正 H21―11、H23―34、H26―8、H27―44、H30―1、H31―9、R1―1、R2―6、R4―22、R8―6

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市男女共同参画推進センター条例(平成18年飯塚市条例第142号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により飯塚市男女共同参画推進センター(以下「センター」という。)の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の6か月前の月の初日から利用しようとする日までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 許可された事項を変更しようとする場合は、利用変更申請書(様式第1号の2)を市長に提出しなければならない。

(H27―44、R8―6一改)

(利用の許可)

第3条 市長は、センターの利用を許可したときは、利用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(利用の中止)

第4条 センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用を中止しようとするときは、利用中止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第5条 条例第9条第1項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を停止させる場合は、利用取消(停止)通知書(様式第4号)によるものとする。

(利用時間)

第6条 利用時間は、利用許可を受けた時間(以下「利用許可時間」という。)とし、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(利用許可時間の超過)

第7条 利用者が利用開始後において、利用許可時間を超えて当該利用許可に係る施設等の利用を申し出た場合は、センターの運営上支障がない場合に限り許可するものとする。

2 利用者が前項の許可を受けたときは、原則として許可を受けたときに超過使用料を納付しなければならない。

(H21―11一改)

(超過使用料)

第8条 超過使用料は、超過時間1時間につき、条例別表に定められた額を徴収する。

(H23―34全改)

(附属設備等の使用料)

第9条 条例第10条第1項第2号に規定する附属設備等の使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(R2―6一改)

(使用料の納付方法)

第10条 前納する使用料は、許可の際に納付しなければならない。

2 既に利用許可を受けた事項の変更許可の場合で、既に納入した使用料が変更許可を受けた使用料より少ないときは、その差額を納入しなければならない。

(H23―34、H27―44一改)

(使用料の減免)

第11条 条例第11条の規定により使用料を減免する基準及び割合は、次に定めるとおりとする。

(1) 本市が主催する行事 全額
(2) 本市が共催する行事 全額
(3) 男女共同参画推進を目的として活動する団体(市長に登録した団体に限る。以下「登録団体」という。)が、当該目的のため利用するとき 全額
(4) 本市が後援する行事で、市長が特に必要と認めるとき 5割の額
(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(H21―11、R2―6一改)

(使用料の還付)

第12条 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付する基準及び額は、次に定めるとおりとする。

(1) 天災地変その他不可抗力により利用できなくなったとき 全額

(2) 災害その他やむを得ない理由により、市において緊急の必要が生じ、利用の許可を取り消したとき 全額

(3) 利用者が利用日の前日までに中止を申し出たとき 5割の額

(4) 既に利用許可を受けた事項の変更許可の場合で、既に納入した使用料が変更許可を受けた使用料より多いときは、その差額は還付しない。

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(H27―44一改)

(利用者の心得)

第13条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他の利用者に迷惑をかけないこと。

(2) 危険物又は動物(身体障がい者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(4) 許可なくして物品を販売し、展示しないこと。

(5) 許可なく壁、柱、窓扉等にはり紙し、又は釘類を打ち込まないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から係員が行う指示又は指導に従うこと。

(管理上の入室)

第14条 利用者は、センター職員が管理上の必要により入室を求めた場合には、これを拒むことはできない。

(H21―11全改)

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則(平成8年飯塚市規則第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(平成21年3月31日 規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定に基づく使用料の減免については、この規則の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る使用料の減免から適用する。

附則(平成23年3月29日 規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行し、別表の改正規定については同日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

(施行期日前に徴収した使用料の還付)

2 この規則の施行日前に徴収した使用料の額が、この規則の規定を適用した場合における使用料の額を超えるときは、その超える額を還付する。

附則(平成26年3月24日 規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に既に改正前の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定により、施行日以後の使用について許可を受け、又は申請をした者の当該使用に係る使用料ついては、改正後の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成27年7月30日 規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に既に改正前の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

附則(平成30年2月20日 規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日より施行する。

附則(平成31年3月18日 規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に既に改正前の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(令和元年7月11日 規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に既に本則に規定する各規則(第8条の規定を除く。)の改正前の規定により施行日以後の使用又は利用について許可を受け、又は申請をした者の当該使用又は利用に係る使用料又は利用料金については、改正後の各規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(令和2年3月17日 規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和4年3月31日 規則第22号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和8年3月27日 規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第9条関係)

(R1―1全改、R8―6一改)

附属設備使用料

部門	品名	単位	使用料
音響	ダイナミックマイク	1本	150円
	拡声セット装置(ワイヤレスマイク2本付)	1式	1,100円
その他	持込電気器具	1kw	220円

備考

1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2 各使用料は、4時間までを1回とした料金とする。

3 9時から22時まで利用するときの使用料は、1回あたりの使用料の3倍とする。

別表第2(第9条関係)

(R1―1全改、R8―6一改)

冷暖房使用料

室名	冷暖房料(1時間当たり)
サンクス会議室1	350円
サンクス会議室2	400円
幼児室	260円

備考

1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2 営利を目的として利用する場合の使用料は、10割増とする。

5 飯塚市男女共同参画推進本部設置規程

平成22年2月26日
飯塚市訓令第1号

改正 H22―9、H23―7、H24―8、H25―1、H26―2、H27―2、H27―7、H28―2、H29―4、H29―10、H30―5、H31―4、H31―6、R2―5、R3―6、R4―9、R5―4、R5―11、R6―2、R8―10

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指す施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、飯塚市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画社会を実現するための基本方針及び重要事項を審議すること。

(2) 男女共同参画社会を実現するための基本的な計画の策定及び施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会を実現するために必要な重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、教育長及び企業管理者並びに部長、議会事務局長、企業局次長及び管理職のうち本部長が指名する者をもって充てる。

(H23―7、H26―2、H27―2、H27―7、H29―4、H29―10、H30―5、H31―6、R3―6、R5―4、R8―10一改)

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会)

第6条 推進本部に飯塚市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を置き、協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 男女共同参画計画の推進及び進行管理に関すること。

(2) 男女共同参画施策関係課間の連携調整に関すること。

(3) 男女共同参画に関する調査研究に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関すること。

2 協議会の委員は、課長職、課長相当職にある者(以下「課長等職員」)をもって充てるものとする。この場合において、課長等職員が本部員である場合は、協議会委員を兼ねるものとする。

3 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 会長は、協議会を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

7 会長は、協議会の会議の重要事項を推進本部に報告しなければならない。

(H27―7、R5―11、R6―2一改)

(推進員)

第7条 推進本部に飯塚市男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)を置き、推進員の担任する事務は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画に関する職員意識の向上に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画問題の解決に関すること。

2 推進員は、本庁及び支所の各課に1人以上を配置する。

3 推進員は、各課長の指名した者を充てるものとする。

(庶務)

第8条 推進本部等の庶務は、市民協働部男女共同参画推進課において処理する。

(H29―4一改)

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に飯塚市男女共同参画推進協議会要綱(平成18年飯塚市要綱)第3条の規定により置かれている飯塚市男女共同参画推進協議会は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

附則(平成22年4月8日 訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附則(平成23年4月1日 訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成24年3月30日 訓令第8号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成25年3月8日 訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成26年3月18日 訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成27年3月20日 訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成27年3月31日 訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月23日 訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月23日 訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月31日 訓令第10号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附則(平成30年3月30日 訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附則(平成31年4月1日 訓令第4号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附則(平成31年4月1日 訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和2年3月31日 訓令第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和3年3月31日 訓令第6号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令(令和4年4月18日 訓令第9号)

この訓令は、令和4年4月18日から施行する。

附則(令和5年3月15日 訓令第4号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和5年5月9日 訓令第11号)

この訓令は、令和5年5月9日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則(令和6年3月11日 訓令第2号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附則(令和8年3月31日 訓令第10号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

6 関係法

(1)男女共同参画社会基本法

（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正　平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
平成十一年十二月二十二日同 第百六十号
令和 七年 六月二十七日同 第 八十号

目次

前文
第一章 総則（第一条―第十二条）
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章 男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
一から十まで 略
十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（以下略）

附則（令和七年六月二十七日法律第八十号）

（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(2)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成二十七年法律第六十四号）
改正(令和元年六月法律第二十四号)
最終改正(令和八年二月一八日)

目次

第一章 総則（第一条―第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条―第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条―第二十九条）
第五章 雑則（第三十条―第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条―第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法 （平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出な

ければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の

継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反した とき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条のニに規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場

合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
二　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年法律第三十一号）
平成二十六年法律第二十八号
最終改正：令和七年一二月三十日法律第八十四号

目次
前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第一章のニ　基本方針及び都道府県基本計画等（第二条のニ・第二条の三）
第二章　配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）
第三章　被害者の保護（第六条―第九条のニ）
第四章　保護命令（第十条―第二十ニ条）
第五章　雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章のニ　補則（第二十八条のニ）
第六章　罰則（第二十九条―第三十一条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条のニにおいて「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章のニ　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条のニ　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、又は位置情報特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をか

けること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この

項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。
2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第	その旨をファイルに記録して	調書を作成して

二項		
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条のニに規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条のニに規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条のニの規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条　第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条のニにおいて読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条のニにおいて準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

(4)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

（令和四年法律第五十二号）

目次

第一章 総則（第一条―第六条）
第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）
第四章 雑則（第十六条―第二十二条）
第五章 罰則（第二十三条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的方針
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者

であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

7 用語の解説

【あ行】

アンコンシャス・バイアス

人が、自分でも意識せずに持っている、特定の人や集団に対する偏見や偏った考え方のことです。誤った評価や差別的な言動につながる可能性があるものの、無意識であるために自覚して制御することが難しいとされています。

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援することで福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする法律です。労働者が申し出を行うことで育児休業・介護休業を取得することを権利として認めています。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、令和12年（2030年）までに国連加盟国が達成するべき目標として、平成27年（2015年）に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されています。包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットにより構成されており、目標5として「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられています。

M字型就労

日本の女性に多くみられてきた、結婚・出産期に当たる年代に仕事を辞め、育児が落ち着いた時期に（主に非正規雇用で）再就職するという働き方のことです。日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形（M字カーブ）を描くことから、このように呼ばれます。近年では、全ての年齢階級で労働力人口比率が上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国でみられるような台形に近づきつつあります。

L字カーブ

女性の正規雇用比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20代後半をピークとして、その後低下していく現象のことです。グラフの形がアルファベットのLを寝かせたような形になることから、このように呼ばれます。M字カーブが解消されつつある一方で、正規雇用で働き続ける女性が少ないという課題を示しています。

エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状況によって、本来もっている能力や個性が発揮されずにいる人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすることです。1995年に開催された国連の第4回世界女性会議（北京会議）以降、女性の権利や平等を推進する重要な概念として位置づけられています。

【か行】

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)

教育・保育などのこどもに接する場において、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、令和6年(2024年)に成立、令和8年(2026年)12月に施行された法律です。学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者に対し、性暴力を防ぐための取組を求めています。

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数(GGGI)

スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が毎年公表している、「経済」「教育「健康」「政治」の分野毎のデータから算出される数値です。男性に対する女性の割合(女性の数値／男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされています。令和7年(2025年)の日本のグローバル・ジェンダー・ギャップ指数は0.666で、148か国中118位となっています。4つの分野のうち「政治」と「経済」の値が低くなっています。

行動綱領

平成7年(1995年)に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された文書です。21世紀に向けての各国政府のジェンダー平等政策の指針を示しており、「女性と男性の平等は、人権問題で社会正義への条件」と述べ、貧困、教育、健康、暴力、経済、人権など十二の重大問題領域について戦略目標ととるべき行動が示されています。

固定的性別役割分担意識

性別に関わらず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)

雇用の分野で女性が男性と均等な機会と待遇が得られることを目的に制定された法律です。教育訓練、福利厚生、定年・解雇、募集・採用、配置・昇進などでの性別による差別の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止等が雇用主に義務つけられています。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (女性支援新法)

女性が女性であることにより生活上の困難な問題に直面することが多いこと、女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化していることに鑑み、困難な問題を抱える女性に多様な支援を包括的に提供するため、令和6年(2024年)に施行された法律です。それまでの売春防止法に基づく女性支援のあり方から脱却し、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男

女平等」といった視点を明確に規定しています。

【さ行】

ジェンダー

社会的・文化的につくられた性のありようのことです。「女／男はこうあるべき」「女／男はこういうもの」などの性別にかかわる偏見や固定観念、またそれらに基づいてつくられた社会制度などを意味します。

ジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことです。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

平成27年（2015年）に国連で採択された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい社会を実現するための国際的な行動計画です。貧困、気候変動、ジェンダー平等など幅広い課題に取り組むため、「誰一人取り残さない」を理念として、17の持続可能な開発目標（SDGs）と169のターゲットを掲げています。目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられていることに加え、ジェンダー平等がすべての目標とターゲットの進展において死活的に重要な貢献をするものとされています。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

昭和54年（1979年）に国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効しました。日本は昭和60年（1985年）に批准しています。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定するものです。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が、育児・介護等を理由に、就労を中断したり時間に制約のある働き方をしたりすることなく、また、責任ある地位に女性登用を促進するなど、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる社会の実現を目的とする法律です。事業主の意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備するために、101人以上の企業と公共団体は事業主行動計画を策定することが義務づけられています。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目

指し、国・地方公共団体の責務や、政党等が自主的に取り組む努力義務などを定めた法律です。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことをいいます。職場だけでなく、学校や地域など様々な生活の場で起こり得るものです。

セクストーション

「Sex（性的）」と「Extortion（脅迫）」を合わせた造語で、「性的脅迫」のことをいいます。インターネット上などで知り合った相手に性的な画像や動画を送信させ、それを利用して相手を脅迫し、金品等を要求する行為のことです。

SOGI(ソジ・ソギ)

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）のことです。性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を持っているかを示す概念です。

【た行】

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の実現のための基本的考え方と、国や地方自治体と国民、それぞれの役割と責任を定めた法律です。また、その形成のための5つの基本理念として、男女の人権の尊重や社会における制度または慣行についての配慮などを掲げています。

チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方やその家族と、養成講座等を受講した「認知症サポーター」を中心とした支援者をつなぐ仕組みのことです。

ドメスティック・バイオレンス（DV）・デートDV

配偶者やパートナー、交際相手など、親密な関係にある（又は過去にあった）人の間で起きる暴力のことです。なぐる、けるなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力など、相手を支配するために行われる様々な行為を含みます。また、交際している人の間で起きるDVを「デートDV」といいます。

【は行】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（福岡県性暴力根絶条例）

性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、平成31年（2019年）に制定・施行された福岡県の条例です。性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的としています。

【ら行】

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

「性と生殖に関する健康と権利」の確立にかかわる包括的な考え方です。平成6年（1994年）の国際人口・開発会議において提唱され、個人、特に女性の人権の1つとして位置づけられました。人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むか等を決める自由をもつことを意味し、性と生殖にまつわる自己決定権と、性と生殖にまつわる医療ケアを受ける権利を核としています。近年では、性に関する健康と権利をより明確にした「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（SRHR）」という表現も使用されています。

リベンジポルノ

一般的に、元交際相手や元配偶者へのいやがらせや復讐を目的として、相手の性的な画像や動画をインターネット上に公開するなどして不特定多数の者に公表することをいいます。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態にあることを言います。平成19年（2007年）に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

8 男女共同参画に関する国内外及び飯塚市の動き

年	世　界	日　本	福 岡 県	飯 塚 市
1975 (昭50)	国際婦人年 6月「国際婦人年世界会議」開催 （メキシコシティ） （世界行動計画採択）	9月総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」開催 「婦人問題担当室」設置		
1976 (昭51)	国連婦人の10年スタート			
1977 (昭52)		1月 「国内行動計画」策定 10月「国内行動計画前期重点目標」発表		
1978 (昭53)			6月 「婦人関係行政推進会議」設置 「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979 (昭54)	12月 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		6月 「婦人対策室」設置	
1980 (昭55)	7月 国連婦人の10年中間年世界会議開催〔コペンハーゲン〕（女子差別撤廃条約署名式）	7月 女子差別撤廃条約署名	9月 婦人問題懇話会 「婦人の地位向上に関する提言」提出 11月 「福岡県行動計画」策定	
1981 (昭56)	9月 女子差別撤廃条約発効	5月 「国内行動計画後期重点目標」発表		
1982 (昭57)		女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法制整備準備	5月 「福岡県行動計画」改訂 11月 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出	
1983 (昭58)	2月 「国連婦人の10年」1985年世界会議準備委員会			
1984 (昭59)		5月 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律公布(S60.1.1施行)		
1985 (昭60)	7月 「国連婦人の10年」最終年世界会議開催〔ナイロビ〕 （「西暦」2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択）	5月 「男女雇用機会均等法」 公布 6月 「女子差別撤廃条約」批准 7月 同条約発効	11月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	4月 社会教育課に「婦人対策担当窓口」設置 12月 市民参画による「婦人問題懇話会」設置 「婦人問題推進協議会」（庁内）設置
1986 (昭61)		4月 「男女雇用機会均等法」 施行	4月 「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正 第2次行動計画策定	
1987 (昭62)		4月 「新国内行動計画」策定	10月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	1月 市民意識調査実施
1988 (昭63)		4月 「改正労働基準法」施行		4月 青少年対策室に「婦人対策担当主査」配置 7月 青少年婦人対策課に変更
1989 (平元)		4月 学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）		1月 婦人問題懇話会を「女性問題懇話会」に変更 婦人問題推進協議会を「女性問題推進協議会」に変更
1990 (平2)	5月 国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991 (平3)			11月 「婦人関係行政推進会議」から女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更	
1992 (平4)		4月 「育児休業法」施行		2月 女性問題推進委員会「女性プラン（案）」の答申 3月 「いいづか女性プラン」策定 4月 青少年婦人対策課を「女性青少年対策課」に変更
1993 (平5)	12月 国際総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択			

年	世　界	日　本	福岡県	飯塚市
1994 (平6)	9月 国際人口・開発会議(カイロ)	6月 総理府政令一部改正により総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」設置		12月 「女性問題推進会議」(庁内)設置
1995 (平7)	9月 世界女性会議(北京)	6月 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	10月 女性政策懇話会提言提出「行動計画策定に向けて」	
1996 (平8)		7月 「男女共同参画ビジョン」 答申 12月 「男女共同参画2000年プラン」策定	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月 「福岡県女性総合センター」開館	4月 飯塚市女性センターサンクス開館 生涯学習課に「女性センター業務係」を配置 9月 「女性センター運営協議会」設置
1997 (平9)		6月 「男女雇用機会均等法」改正		9月 女性問題推進員会より行革に関する意見・要望を市長へ提出
1998 (平10)				4月 女性センターに「企画担当」配置 ※女性青少年対策課より分離
1999 (平11)		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 6月 「男女共同参画社会基本法」公布施行		3月 「女性問題に関する市民意識調査」実施 4月 「教育委員会女性政策課」 設置 6月 女性問題推進委員会を 「男女共同参画推進委員会」に変更 女性問題推進協議会を「男女共同参画推進協議会」に変更 女性問題推進会議を「男女共同参画推進会議」に変更 8月 「いいづか男女共同参画プラン策定委員会」設置 策定委員会に「いいづか男女共同参画プラン」(案)を諮問
2000 (平12)	6月 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	5月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 12月 「男女共同参画基本計画」策定	9月 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置	2月 策定委員会より「いいづか男女共同参画プラン(案)」答申 3月 「いいづか男女共同参画プラン」策定
2001 (平13)		1月 内閣府に「男女共同参画会議」 「男女共同参画局」設置 4月 「配偶者暴力防止法」公布・一部施行	4月 「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ組織改正 「女性行政推進会議」が「男女共同参画行政推進会議」へ名称変更 5月 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言 10月 「福岡県男女共同参画推進条例公布施行	
2002 (平14)		4月 「配偶者暴力防止法」全面施行	1月 「福岡県男女共同参画審議会」設置	
2002 (平14)			3月 「福岡県男女共同参画計画」策定	
2003 (平15)		7月 「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	4月 「福岡県女性総合センター」が「福岡県男女共同参画センター」へ名称変更	4月 「教育委員会女性政策課」が「企画調整部男女共同参画推進課」へ組織改正 6月 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 男女共同参画推進委員会に「条例策定の専門部会」設置
2004 (平16)		5月 「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など) 12月 「改正配偶者暴力防止法」施行 「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)		8月 条例の公聴会開催 10月 旧「飯塚市男女共同参画推進条例(案)」の答申
2005 (平17)	2月 北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	4月 「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「改正育児・介護休業法」施行 12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	12月 福岡県男女共同参画審議会答申「第2次福岡県男女共同参画計画の考え方について」	4月 旧「飯塚市男女共同参画推進条例」公布(7月1日施行) 7月 女性センターを「男女共同参画推進センター」に変更
2006 (平18)		6月 「男女雇用機会均等法」改正	3月 「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	3月 旧「飯塚市男女共同参画推進条例」合併により失効 **3月26日新「飯塚市」誕生** 「飯塚市男女共同参画推進センター条例」施行 7月 男女共同参画推進委員会委員委嘱 男女共同参画推進委員会に「男女共同参画推進条例」(案)及び「男女共同参画計画」(案)の策定を諮

年	世　界	日　本	福岡県	飯塚市
2006 (平18)				問 「条例及び計画策定専門部会」設置 8月「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2007 (平19)		4月「改正男女雇用機会均等法」施行 7月「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		1月 条例の意見募集 3月 推進委員会より「飯塚市男女共同参画推進条例(案)」の答申 7月「飯塚市男女共同参画推進条例」公布(10月1日施行) 8月 推進委員会より「飯塚市男女共同参画プラン(案)」答申 「飯塚市男女共同参画プラン」策定 「飯塚市男女共同参画推進条例施行規則」公布　(10月1日施行)
2008 (平20)		1月「改正配偶者暴力防止法」施行		
2009 (平21)		7月「育児・介護休業法」改正 (短時間勤務制度の義務づけなど) 8月 女子差別撤廃委員会の最終見解公表		3月「飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則」一部改正 (2009年4月施行) 7月「飯塚市DV被害者等への定額給付金相当額等給付事業実施要綱」制定(2009年8月施行、12月失効)
2010 (平22)	3月「北京+15」(第54回国連婦人の地位委員会)開催	6月「改正育児・介護休業法」施行 12月 改正「男女共同参画基本計画(第3次)」を閣議決定	11月 福岡県男女共同参画審議会答申 「第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について」	2月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」制定 (2010年4月施行) 4月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(2010年4月施行)
2010 (平22)			「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について」	
2011 (平23)			1月「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 2月「第3次福岡県男女共同参画計画」策定	3月「飯塚市男女共同参画推進センター条例」「飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則」一部改正(2011年4月施行) 4月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正 (2011年4月施行) 5月 男女共同参画推進委員会へ「飯塚市男女共同参画プラン」(後期計画)策定について諮問 男女共同参画推進委員会に「飯塚市男女共同参画プラン」(後期計画)の「計画策定専門部会」設置 12月「飯塚市男女共同参画プラン」(後期計画)の意見募集
2012 (平24)		7月「改正育児・介護休業法」全面施行(100人以下の事業主適用)		1月 男女共同参画推進委員会から「飯塚市男女共同参画プラン」(後期計画)(案)について答申 3月「飯塚市男女共同参画プラン」(後期計画)策定 3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正 (2012年4月施行)
2013 (平25)		6月「配偶者暴力防止法」第3次改正(適用対象範囲の拡大など) 6月「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(婦人相談所等による支援を明記) 10月 改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行		3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正 (2013年4月施行)

年	世　界	日　本	福岡県	飯塚市
2014 (平26)	11月「男女共同参画計画及び女性のエンパワーメントに関するアジア太平洋会合」開催	1月「改正配偶者暴力防止法」施行 9月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 12月「男女共同参画基本計画(第4次)」を閣議決定		3月「飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則」一部改正(2014年4月施行) 3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(2014年4月施行)
2015 (平27)	3月「北京+20」(第59回国連婦人の地位委員会)開催 9月持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)採択		11月 福岡県男女共同参画審議会答申 「第4次福岡県男女共同参画計画の考え方について」 「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について」	3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(2015年4月施行) 3月「飯塚市女性人材バンク設置要領」の制定(2015年4月施行) 7月「飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則」の一部改正(2014年4月施行) 8月「飯塚市男女共同参画に関する市民意識調査」の実施
2016 (平28)			1月「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 3月「第4次福岡県男女共同参画計画」策定	3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(2016年4月施行) 3月「飯塚市DV対策庁内連携会議設置規程」の制定(2016年4月施行)
2016 (平28)			6月 福岡県女性の活躍応援協議会の設置	5月 男女共同参画推進委員会へ「第2次飯塚市男女共同参画プラン」策定について諮問 5月 男女共同参画推進委員会に「第2次飯塚市男女共同参画プラン策定専門部会」及び「女性活躍推進協議会」設置 「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」の制定 7月「女性の労働状況に関する事業所調査」 12月「(仮称)第2次飯塚市男女共同参画プラン(素案)」の市民意見募集
2017 (平29)		1.4月「改正育児・介護休業法」施行 1.6月「改正男女雇用機会均等法」施行		2月「第2次飯塚市男女共同参画プラン」(案)の答申 3月「第2次飯塚市男女共同参画プラン」策定 「飯塚市男女共同参画推進条例施行規則」一部改正(2017年4月施行) 「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(2017年4月施行) 「飯塚市DV対策庁内連携会議設置規程」の一部改正(2017年4月施行) 「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」の一部改正(2017年4月施行) 「飯塚市女性人材バンク設置要領」の一部改正(2017年4月施行)
2018 (平30)		5月「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 6月「女性活躍加速のための重点方針2018」策定	3月「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」施行	3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(平30年4月施行)
2019 (平31 令元)	3月「W20(Women20)」日本開催(「国際会議WAW!」と同時開催	4月「改正育児・介護休業」施行 「改正労働契約法」施行 5月「令和」に改元 6月「改正労働者派遣法」公布 「女性活躍加速のための重点方針2019」策定		3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(平成31年4月施行) 7月 「飯塚市男女共同参画推進センター条例」の一部改正令和元年10月施行)

年	世　界	日　本	福岡県	飯塚市
2020 (令2)	3月「北京+25」、第64回国連女性の地位委員会(CSW64)	4.6月「改正男女雇用機会均等法」施行 4月「改正配偶者暴力防止法」施行 「改正短時間労働者、有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」施行 6月「改正女性活躍推進法」施行 「改正育児・介護休業法」施行 12月「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定		3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(令和2年4月施行) 「飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則」の一部改正令和2年4月施行) 7月 男女共同参画推進委員会に「(仮称)第2次飯塚市男女共同参画プラン策定専門部会」設置
2021 (令3)		6月「改正政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	3月「第5次福岡県男女共同参画計画」、「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定	1月「女性の労働状況に関する事業所調査」 3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(令和3年4月施行) 4月「男女共同参画に関する市民意識調査」 4月 飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱の一部改正(令和3年4月施行) 5月 男女共同参画推進委員会へ「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」策定について諮問 12月「(仮称)第2次飯塚市男女共同参画後期プラン(素案)」の市民意見募集
2022 (令4)		4月「改正女性活躍推進法」施行 4月「改正育児・介護休業法」施行		2月「(仮称)第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」(案)の答申 3月「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」策定 3月 飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の一部改正(令和4年4月施行) 3月 飯塚市DV対策庁内連携会議設置規程の一部改正(令和4年4月施行) 4月 飯塚市男女共同参画推進センターの管理運営に関する要綱の一部改正(令和4年4月施行) 4月 飯塚市女性人材バンクの設置要領の一部改正(令和4年4月施行) 4月 飯塚市男女共同参画推進本部設置規程の一部改正(令和4年4月施行) 6月 飯塚市男女共同参画推進事業補助金交付要綱の一部改正(令和4年6月施行)
2023 (令5)		7月「改正刑法等」施行 (「不同意性交等罪」等を創設)		3月 飯塚市男女共同参画推進本部設置規程の一部改正(令和5年4月施行)5月 同上(令和5年5月施行) 5月 飯塚市DV対策庁内連携会議設置規程の一部改正(令和5年5月施行)
2024 (令6)		4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 4月「改正配偶者暴力防止法」施行 4.5月 「改正育児・介護休業法」施行	3月「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定	3月 飯塚市男女共同参画推進本部設置規程の一部改正(令和6年4月施行) 3月 飯塚市DV対策庁内連携会議設置規程の一部改正(令和6年4月施行) 5月 飯塚市男女共同参画推進事業補助金交付要綱の一部改正(令和6年5月施行)

年	世　界	日　本	福岡県	飯塚市
2025 (令7)	3月「北京+30」、第69回国連女性の地位委員会(CSW69)	4.10月　「改正育児・介護休業法」施行 12月「改正配偶者暴力防止法」施行		1月 飯塚市女性人材バンク設置要領の一部を改正(令和7年1月施行) 3月 飯塚市男女共同参画推進センター条例の一部改正(令和7年9月施行) 10月「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施 10月「女性の労働状況に関する事業所調査」の実施
2026 (令8)		3月「第6次男女共同参画基本計画」閣議決定 4月「改正女性活躍推進法」施行 10月「改正男女雇用機会均等法」施行	3月「第6次福岡県男女共同参画計画」策定	3月 飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の一部改正(令和8年3月施行) 3月 飯塚市男女共同参画推進センターの管理運営に関する要綱の一部改正(令和8年3月施行) 3月 飯塚市女性人材バンク設置要領の一部改正(令和8年3月施行) 3月 飯塚市男女共同参画推進本部設置規程の一部改正(令和8年4月施行) 5月 飯塚市男女共同参画推進委員会へ「第3次飯塚市男女共同参画プラン」策定について諮問 12月「第3次飯塚市男女共同参画プラン(素案)」の市民意見募集
2027 (令9)				●月「第3次飯塚市男女共同参画プラン」(案)の答申 3月「第3次飯塚市男女共同参画プラン」策定

9 飯塚市男女共同参画推進委員会委員名簿

氏　　名	活動状況及び推薦団体	備　　考
坂無 淳	福岡県立大学人間社会学部	会長
吉岡 和子	福岡県立大学人間社会学部	副会長
道園 亜希	助産師、デートDV専門相談員、性教育講師	
石井 清行	福岡県筑豊労働者支援事務所	
野見山 敦	飯塚公共職業安定所	
戸畑 典子	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	
松本 登美子	部落解放同盟飯塚市協議会	
平嶋 穂積	飯塚人権擁護委員協議会	
岡松 美千代	社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会	
矢野 由香	飯塚市立小中学校校長会	
吉原 文明	飯塚市自治会連合会	
末清 淳子	いいづか男女共同参画推進ネットワーク（サエラ）	
大谷 香里	飯塚商工会議所女性会	
篠崎 光寛	公募委員	